

市民の声を公表します

問▼秘書課広報広聴係
(☎71)2202

「市長へのメール」や「ご意見BOX」等で寄せられた市政への提案や意見は、市長が目を通し、回答しています。平成27年度に寄せられた意見の一部を公表します。

JR安城駅ビルの活用について

◆意見

JR安城駅ビルを公共施設として活用してください。図書館の返却ポストの設置や市役所の出張所を設け住民票や印鑑証明の発行等、窓口業務をしてはどうでしょうか。

◆回答

本市では、JR安城駅の空き店舗となっている箇所へ観光案内所とビジネス支援施設の整備を進めています。観光案内所では、観光スポットや交通手段の案内やイベント等の観光情報の発信、土産品の紹介、レンタサイクルの貸出のほか、ご意見いただいた図書の返却や予約図書の貸出も行う予定です。

ビジネス支援施設では、起業して間がないため事務所を持つています。



昨年11月に開設したKEY PORT

ない方等に有料でスペースを提供することで新しいビジネスの創出を支援します。また、起業者同士や市民にコミュニケーションの場としてご利用いただきたいと考えています。

なお、住民票の発行等窓口業務につきましては、JR安城駅からとしてご利用いただきたいと考えています。

市籍謄本・抄本や税務証明の発行、市民保養事業補助金交付申請の受付、旅券発給の申請・交付等を行います。昨年11月、JR安城駅1階に観光案内所兼コワーキング施設KEY PORT(キーポート)を開設しました。

徒歩圏内の旧更生病院跡地に建設を進めています、図書情報館を核とする拠点施設に設置する予定です。拠点施設内の窓口では、住民票や印鑑登録証明書の発行に加え、戸籍謄本・抄本や税務証明の発行、市民保養事業補助金交付申請の受付、旅券発給の申請・交付等を行います。

JR安城駅周辺が路上喫煙禁止区域に指定されたのに伴い、区域内に指定喫煙場所が設置されました。駅の入口から喫煙場所まで

これは、人の往来が多い場所での喫煙は、副流煙や歩きたばこの火による子どもの火傷等、他者へ重大な害を与える行為に当たるためです。路上喫煙禁止区域では、条例に基づき、昨年10月1日よりJR安城駅と名鉄新安城駅のロータリー周辺を路上喫煙禁止区域として指定し、路上での喫煙を禁止いたしました。

これは、人の往来が多い場所での喫煙は、副流煙や歩きたばこの火による子どもの火傷等、他者へ重大な害を与える行為に当たるためです。路上喫煙禁止区域では、条例に基づき、昨年10月1日よりJR安城駅と名鉄新安城駅のロータリー周辺を路上喫煙禁止区域として指定し、路上での喫煙を禁止いたしました。

JR安城駅周辺が路上喫煙禁止区域に指定されたのに伴い、区域内に指定喫煙場所が設置されました。駅の入口から喫煙場所まで

これは、人の往来が多い場所での喫煙は、副流煙や歩きたばこの火による子どもの火傷等、他者へ重大な害を与える行為に当たるためです。路上喫煙禁止区域では、条例に基づき、昨年10月1日よりJR安城駅と名鉄新安城駅のロータリー周辺を路上喫煙禁止区域として指定し、路上での喫煙を禁止いたしました。

これは、人の往来が多い場所での喫煙は、副流煙や歩きたばこの火による子どもの火傷等、他者へ重大な害を与える行為に当たるためです。路上喫煙禁止区域では、条例に基づき、昨年10月1日よりJR安城駅と名鉄新安城駅のロータリー周辺を路上喫煙禁止区域として指定し、路上での喫煙を禁止いたしました。

カーブミラーの設置について

◆意見

ため、人通りから一定程度離れた位置で受動喫煙防止策に配慮した形で設置することは必要であると考えております。設置場所につきましては、たばこを吸わない人への配慮を重視しています。名鉄新安城駅においては、人の往来が多いロータリー内には設置しておりません。

また、JR安城駅北口ロータリーでは、駅利用者の動線から外れ、往来が少なく行き止まりとなつている場所に1カ所設置しました。南口ロータリーでは従来2カ所にあつた灰皿を1カ所に集約しました。これからも路上喫煙禁止区域を指定する趣旨を周知するため、広報活動やキャンペーン等を継続し、受動喫煙の防止に配慮した喫煙マナーの啓発に努めてまいります。

◆回答

カーブミラーの設置に関しては、多くの皆様から要望をいたしましたが、直ぐに要望に応えることは困難な状況となっています。このため設置に際しては、町内会と調整を行い、要望箇所の中から危険性及び必要性の高い箇所より順次進めてまいりますので、ご理解をお願いします。

なお、担当部署から町内会に状況をお伝えしますが、改めて、お住まいの地区の町内会にご相談いただきますようお願いします。

◆意見

カーブミラーの設置に関しては、多くの皆様から要望をいたしましたが、直ぐに要望に応えることは困難な状況となっています。このため設置に際しては、町内会と調整を行い、要望箇所の中から危険性及び必要性の高い箇所より順次進めてまいります。このため、正規職員だけでは対応できない部分で任期付職員や臨時職員を雇用し、保育に当たっています。

本市の臨時職員の賃金単価につきましては、県内他市の状況からすると低い額ではありませんが、定期的に調査を実施しており、必要があれば見直しをしてまいります。また、臨時職員数についても、引き続き任期付職員を含めた適正な人数の確保に努め、各保育園に配置してまいります。

※本年4月から、保育士等臨時職員の賃金単価を見直しました。

市公式ウェブサイトでも公表しています



皆さんのお声を届けてください

未来の安城市を育てるための前向きなご意見やご提案をお待ちしています。

●ご意見BOX 封をすれば、そのまま封書として郵送できます(切手不要)。用紙は、市役所1階案内、各地区公民館等で配布しています。

●市長へのメール 市公式ウェブサイト内市長へのメールページから送信できます